

本宮市農業委員会 令和3年6月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月22日（火）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 渡邊 謙輔 | 2 番 遠藤 政幸 | 3 番 國分 政利 |
| 4 番 伊藤 隆一 | 5 番 石橋 廣基 | 6 番 三瓶 和彦 |
| 7 番 渡邊 善幸 | 8 番 三瓶 修藏 | 9 番 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 番 國分 隆一 | 2 番 川名 和弘 | 3 番 遠藤 栄太郎 |
| 4 番 國分 政彦 | 5 番 遠藤 俊雄 | 6 番 阿部 修司 |
| 7 番 佐藤 一徳 | 8 番 遠藤 正任 | 9 番 國分 保 |
| 10 番 大内 俊之 | 11 番 佐々木 清忠 | 12 番 佐藤 博衛 |

4. 欠席委員 なし
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告、遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会6月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員5番 石橋廣基 委員</p> <p>農業委員6番 三瓶和彦 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p> <p>(7番 渡邊善幸 委員)</p>

農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、渡邊善幸です。今回は、國分政利委員、遠藤俊雄委員、大内俊之委員で調査を実施しました。</p> <p>去る6月10日、午前9時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと17件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第32号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「道路敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第33号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法・第5条第1項の規定に基づくもので、「分家住宅敷地が1件」、「倉庫・駐車場敷地が1件」、「駐車場敷地が2件」、「資材置場・駐車場敷地が1件」、「農家住宅敷地拡張が1件」、「建売分譲敷地が2件」、「一般住宅敷地が2件」、「宅地分譲敷地が2件」、「太陽光発電設備敷地が2件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第34号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1の稲沢字・根柄107-7については、約50年前に住宅を建築した際、住宅の進入路として整備し、使用されておりました。すでに舗装されておりましたので、分筆し申請するよう行政指導を行い今回の申請となりました。なお申請人より「顛末書」が提出されております。</p> <p>また、稲沢字根柄107-4については、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>次に、件番2については、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、5月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>5月定例会許可分は、5月25日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第32号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 32 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 33 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 8 及び件番 9 について、近隣地で譲受人が同一人ですので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 及び件番 9 は許可することには異議ありませんか。

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 及び件番 9 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 10 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 10 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 10 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 11 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 11 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 11 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 12 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。

	議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 12 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 12 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 13 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 13 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 13 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 14 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 14 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 14 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に議案第 34 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 34 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 34 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 34 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 34 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、10 頁の再設定・番号 1 の 1 件につきましては、農業委員 3 番の國分政利委員が当事者となっております。 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 暫時、休憩いたします。
	(3 番 國分政利委員 退席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、再設定・番号 1 の 1 件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 1 の 1 件

	の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第35号「農用地集積計画の決定について」再設定・番号1の1件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 それでは、退席しておりました、農業委員3番、國分政利委員の復席を求めます。 暫時、休憩いたします。
会長 渡辺喜一	(3番 國分政利委員 着席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、再設定・番号1の1件を除く、再設定・番号2、及び新規設定番号1から番号6の7件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号1の1件を除く、再設定・番号2、及び新規設定番号1から番号6の7件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第35号「農用地集積計画の決定について」再設定・番号1の1件を除く、再設定・番号2、及び新規設定番号1から番号6の7件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会6月定例会を閉会いたします。

令和3年6月22日
(閉会午後2時09分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席5番委員 石橋 廣基

議席6番委員 三瓶 和彦